

平成二十年五月八日提出  
質問第三六七号

障害者の後期高齢者医療制度への加入に関する質問主意書

提出者  
山井和則

## 障害者の後期高齢者医療制度への加入に関する質問主意書

六十五歳以上七十四歳以下で一定の要件に該当する障害者が後期高齢者医療制度の被保険者となるか否かについては、選択制であるとされているが、現状は、脱退届を提出しない限り後期高齢者医療制度の被保険者となってしまう、あるいは後期高齢者医療制度の被保険者にならない場合は、これまで自治体が実施してきた医療費助成の打ち切り等が原因で、事実上、後期高齢者医療制度に加入させられている。このことについて、次のとおり質問する。

一 医療費助成が打ち切られる十道県では、医療費助成を受けるためには後期高齢者医療制度に加入せざるを得ない状況である。これは選択制ではなく、事実上、障害者は後期高齢者医療制度に加入させられているのであり、差別でないか。

二 事実上、七十五歳未満であるのに六十五歳以上の障害者が後期高齢者医療制度に加入させられていることは、法の下での平等に反するのではないか。

右質問する。